

名古屋市フラット３５Ｓ等融資利子補給制度要綱

（目的等）

第１条 この要綱は、民間金融機関と機構が提携して提供するフラット３５Ｓ及びフラット３５リノベの借入れにより良質な中古住宅を取得する子育て世帯に対し、市が予算の範囲内において利子補給を行うことで住宅の取得を支援することにより、もって市民生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

２ 前項の利子補給については、名古屋市補助金等交付規則（平成１７年名古屋市規則第１８７号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （１）機構 独立行政法人住宅金融支援機構をいう。
- （２）融資 民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供するフラット３５Ｓ及びフラット３５リノベにより中古住宅の取得を目的とした融資をいう。
- （３）技術基準 融資を受けるために取得する住宅が満たすべき機構が定める構造等の基準をいう。
- （４）適合証明書 融資の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）が技術基準に適合していることを適合証明検査機関が検査し、物件検査合格を証する書類をいう。

（利子補給）

第３条 市長は融資を受けた者に対して、予算の範囲内において当該融資に対する利子補給を行う。

（利子補給の要件）

第４条 利子補給の対象は、次の各号に掲げる要件を全て満たす融資とする。

- （１）融資の契約者と利子補給を受ける者が同一であること。
- （２）対象住宅が名古屋市内に所在していること。
- （３）対象住宅が融資の契約者自ら居住するための住宅であること。
- （４）第７条に定める資格申請の日において、満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの子ども（出産予定の子どもを含む。）と同居している世帯であること。
- （５）利子補給を受ける者が名古屋市暴力団排除条例（平成２４年名古屋市条例第１９号）第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者で、かつ、同条第１号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

（利子補給額）

第5条 利子補給額は、4月から翌年3月まで（以下「対象年」という。）を1年単位として、各月の返済元金残高に0.25%を乗じて12で除した額（以下「利子月額」という。）の対象年の合計額とする。

2 前項の規定により算出された利子月額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 第3条に規定する利子補給の対象に対する利子補給額（対象住宅について複数の融資に対して利子補給を行う場合には、その合計額）は、次条で規定する利子補給期間に係る利子補給額を合計して50万円を限度額とする。

（利子補給期間）

第6条 利子補給期間は、融資に対する初回返済日の属する月から起算して5年間又は同居する最年少の子どもが満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間のいずれか短い期間とする。

2 前項に規定する利子補給期間は融資の返済期間が5年に満たない場合は、最終返済日の属する月までとする。

3 融資の全額を繰上返済した場合の利子補給期間は、繰上返済を実行した日の属する月までとする。

（資格申請）

第7条 利子補給を受けようとする者は、借入れの申込みをした金融機関から融資承認がされた後、名古屋市フラット35S等融資利子補給資格申請書（第1号様式）に、次の各号に規定する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（1）融資の申込書等の写し

（2）対象住宅の売買契約書の写し

（3）その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書の提出期限は、対象住宅に係る所有権保存登記又は所有権移転登記の日とする。

（資格決定）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、第4条に規定する要件及び融資の内容を審査し、適当であると認めたときは、当該申請を行った者を利子補給の対象となる者（以下「利子補給対象者」という。）として資格決定する。

2 市長は、前条第1項に規定する申請に対する審査の結果を、名古屋市フラット35S等融資利子補給資格決定・却下通知書（第2号様式）により、当該利子補給対象者に通知するものとする。

（交付申請）

第9条 利子補給金の交付の申請をしようとする利子補給対象者は、次項各号に規定する日までに、名古屋市フラット35S等融資利子補給金交付申請書（第3号様式）に、次の各号に規定する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- （1）金銭消費貸借契約書の写し（利子補給金交付初年度のみ）
- （2）償還予定表の写し等（ただし、次項第1号の期限までに申請者に届いていない場合は、受領後に速やかに提出すること）
- （3）適合証明書等の写し（利子補給金交付初年度のみ）。ただし、機構が定める物件検査を省略できる要件に該当する中古住宅は除くものとする。
- （4）その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書の提出期限は、次のとおりとする。

- （1）利子補給金交付初年度の場合

金銭消費貸借契約に基づき利子を最初に支払う日の前日

- （2）前号の翌年度以降の年度において引き続き利子補給を受けようとする場合

利子補給を受ける対象年の4月1日

- （3）第4条第4号の規定により利子補給の対象外となった後、第6条に定める期間内に再び第4条第4号の要件を満たし、利子補給を受けようとする場合

利子補給の対象となる利子を支払う前日

（交付決定）

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付又は不交付の決定をする。

2 市長は前項に規定する審査の結果を、名古屋市フラット35S等融資利子補給金交付・不交付決定通知書（第4号様式）により、前項の規定により交付決定を受けた利子補給対象者（以下「交付決定者」という。）に通知するものとする。

（申請事項の変更）

第11条 交付決定者は、前条第1項の規定による交付決定を受けた後に第9条第1項の規定により申請した内容に変更が生じたときは、変更事由の発生した日から30日以内もしくは変更事由の発生した年度の3月末日のどちらか早い日までに、名古屋市フラット35S等融資利子補給金交付申請事項変更申請書（第5号様式）に変更の内容を証明する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（変更の決定）

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付決定の変更を決定した場合は、名古屋市フラット35S等融資利子補給金交付申請事項変更決定通知書（第6号様式）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(利子償還分の実績報告)

第13条 交付決定者は、利子補給金の交付を受けようとするときは、利子補給金の交付決定のあった日の属する対象年の償還の実績について、名古屋市フラット35S等融資利子補給実績報告書(第7号様式)に、次の各号に規定する書類を添えて、請求の対象年の最後の償還をした月の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 返済したことが確認できる通帳の写し等の書類
- (2) 償還予定表の写し
- (3) 世帯全員の住民票の写し(提出日までの30日以内に取得したものに限る)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(利子補給額の決定)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合には、交付すべき利子補給額を確定し、名古屋市フラット35S等融資利子補給金額確定通知書(第8号様式)により、当該交付決定者に対して通知するものとする。

(利子補給金の請求及び支払い)

第15条 交付決定者は、前条の規定による通知の後、名古屋市フラット35S等融資利子補給金請求書(第9号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求の後、当該交付決定者に利子補給金を支払うものとする。

(利子補給金の交付決定の取消し等)

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条の規定による交付決定を取り消し、又はその内容を変更することができる。

- (1) 申請内容に偽りがあったとき
- (2) 融資の契約解除が行われたとき
- (3) 第4条第4号に規定する世帯の要件に該当しなくなったとき。ただし、第4条第4号の要件に該当する子どもを監護している関係が継続している場合において、次に掲げるときは除く。

ア 第4条第4号に規定する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもが、進学、療養等やむを得ない事情により対象住宅に居住しなくなったが、交付決定者が対象住宅に継続して居住しているとき

イ 交付決定者が、転勤、親族の介護等やむを得ない事情により対象住宅に居住しなくなったが、配偶者や子どもが対象住宅に継続して居住しているとき

ウ 第4条第4号に規定する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども及び交付決定者がやむを得ない事情により対象住宅に居住しなくなったが、配偶者が対象住宅に継続して居住しているとき

- (4) 前3号に規定するもののほか、この要綱の規定に違反したとき

(利子補給金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により利子補給金の交付決定を取り消したときは、交付した利子補給金の全部又は一部を当該交付決定者から返還させるものとする。

(報告及び調査)

第18条 市長は、利子補給に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し、必要な事項について報告を求めるとともに調査することができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

名古屋市フラット35S等融資利子補給資格申請書

年 月 日

名古屋市長 様

名古屋市フラット35S等融資利子補給制度要綱第7条第1項の規定により次のとおり申請します。

申請者住所 (電話番号)	(電話番号 — —)
(フリガナ) 申請者名 【生年月日】	(【 年 月 日 】
同居者の氏名 【生年月日】	(申請者との続柄) 【 年 月 日 】
同居者の氏名 【生年月日】	(申請者との続柄) 【 年 月 日 】
同居者の氏名 【生年月日】	(申請者との続柄) 【 年 月 日 】
対象の住宅の所在地	名古屋市 区
ローン申込日	年 月 日
申込金融機関	
借入予定金額	円
償還方法	☐ 元利均等 ☐ 元金均等
フラット35の種別	☐ フラット35S ☐ フラット35リノベ
償還回数	回
融資実行予定日	年 月 日

※名古屋市フラット35S等融資利子補給制度要綱第4条第5号に該当しないときは、補助金を交付しません。また、交付決定後にその旨が判明したときは、交付決定を取り消し、又は補助金の返還を求めることがあります。

上記事由を確認する必要がある場合には、申請書に記載されている情報を愛知県警察本部に照会することがあります。

住住企第 号
年 月 日

様

名古屋市長

名古屋市フラット 3 5 S 等融資利子補給資格決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のあった名古屋市フラット 3 5 S 等融資利子補給資格について、次のとおり決定したので、名古屋市フラット 3 5 S 等融資利子補給制度要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

1 資格決定	
住 所	
氏 名	
対 象 の 住 宅 の 所 在 地	名古屋市
2 却下	
理 由	

第 3 号様式（第 9 条関係）

名古屋市フラット 3 5 S 等融資利子補給金交付申請書

年 月 日

名古屋市長 様

（申請者）

住 所
氏 名

次のとおり利子補給を受けたいので、名古屋市フラット 3 5 S 等融資利子補給制度要綱第 9 条第 1 項の規定により申請します。

1 対象物件

所 在 地	名古屋市
-------	------

2 申請内容

借 入 金 額	円		
契 約 締 結 日	年 月 日	償 還 年 数	年
適 用 金 利	%		
対 象 償 還 期 間	年 月分から 年 月分まで		

3 添付書類

- ・金銭消費貸借契約書の写し（利子補給金交付初年度のみ）
- ・償還予定表の写し等（ただし、要綱第 9 条第 2 項第 1 号の期限までに申請者に届いていない場合は、受領後に速やかに提出すること）
- ・適合証明書等の写し（利子補給金交付初年度のみ）
- ・その他市長が必要と認める書類

住住企第 号
年 月 日

様

名古屋市長

名古屋市フラット 3 5 S 等融資利子補給金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった名古屋市フラット 3 5 S 等融資利子補給金の交付について、次のとおり決定したので、名古屋市フラット 3 5 S 等融資利子補給制度要綱第 1 0 条第 2 項の規定により通知します。

1 対象物件	
所 在 地	名古屋市
2 交付決定	
利 子 補 給 期 間	年 月分から 年 月分まで
利 子 補 給 金 額 ※	円
3 不交付決定	
理 由	
備 考	

※初年度において、償還予定表により利子額が確認できない場合は概算の金額となります。
また、期間中に繰上返済等を行った場合等、実際の利子補給額とは異なる場合があります。

第 5 号様式（第 1 1 条関係）

名古屋市フラット 3 5 S 等融資利子補給金交付申請事項変更申請書

年 月 日

名古屋市長 様

（申請者）

住 所
氏 名

年 月 日付け住住企第 号で利子補給金の交付決定のあった名古屋市フラット 3 5 S 等融資利子補給制度について、下記のとおり変更したので、名古屋市フラット 3 5 S 等融資利子補給制度要綱第 1 1 条の規定により申請します。

記

1 対象物件

所 在 地	名古屋市
-------	------

2 変更内容

変 更 前	変 更 後	変 更 事 由 発 生 日

3 変更理由

備考

- 1 変更のあった事項のみ記載してください。
- 2 変更内容については、変更前及び変更後の欄に、その内容が対比できるように記載してください。

住住企第 号
年 月 日

様

名古屋市長

名古屋市フラット 3 5 S 等融資利子補給金交付申請事項変更決定通知書

年 月 日付け住住企第 号で利子補給金の交付決定のあった申請内容について、
年 月 日付変更申請書に基づき、下記のとおり変更を行うので、名古屋市フラット 3 5 S 等融資利子補給制度要綱第 1 2 条の規定により通知します。

1 対象物件		
所 在 地	名古屋市	
2 変更内容		
利 子 補 給 期 間	変 更 前	年 月分から 年 月分まで
	変 更 後	年 月分から 年 月分まで
利 子 補 給 金 額	変 更 前	
	変 更 後	
そ の 他	変 更 前	
	変 更 後	

第 7 号様式（第 1 3 条関係）

名古屋市フラット 3 5 S 等融資利子補給実績報告書

年 月 日

名古屋市長 様

（申請者）

住 所
氏 名

年 月 日付け住住企第 号で利子補給金の交付決定のあった利子補給について、名古屋市フラット 3 5 S 等融資利子補給制度要綱第 1 3 条の規定により下記のとおり報告します。

1 対象物件

所 在 地	名古屋市
-------	------

2 実績報告

年 間 利 子 支 払 額	金 円
利 子 支 払 期 間	年 月分 ～ 年 月分

3 添付書類

- ・返済したことが確認できる通帳の写し等の書類
- ・償還予定表の写し
- ・世帯全員の住民票の写し（提出日までの 3 0 日以内に取得したものに限る）
- ・その他市長が必要と認める書類

住住企第 号
年 月 日

様

名古屋市長

名古屋市フラット 35 S 等融資利子補給金額確定通知書

年 月 日付けで交付決定を行った名古屋市フラット 3 5 S 等融資利子補給金
については、年 月 日付実績報告書に基づき、下記のとおり利子補給額の確定
を行いましたので、名古屋市フラット 3 5 S 等融資利子補給制度要綱第 1 4 条の規定によ
り通知します。

記

1 確定交付金額（利子補給金額）

金 円

2 対象物件

所 在 地	名古屋市
-------	------

第 9 号様式（第 1 5 条関係）

名古屋市フラット 3 5 S 等融資利子補給金請求書

年 月 日

名古屋市長 様

（申請者）

住 所
氏 名

金額確定通知書で通知のあった利子補給金額について、名古屋市フラット 3 5 S 等融資利子補給制度要綱第 1 5 条の規定により請求します。

1 請求金額

金 _____ 円

2 口座振替登録番号

--

3 対象物件

所 在 地	名古屋市
-------	------